

地域猫活動の手引き

～人と動物が共生できる町を目指して～

令和3年11月

酒々井町

1 はじめに

町には野良猫による生活環境の侵害に関する相談・苦情が多数寄せられています。

- ・庭や駐車場など敷地内にフン尿をする。
- ・フン尿が臭い。
- ・発情期の鳴き声、ケンカによる騒音がうるさい。
- ・ごみを漁る。
- ・車の上に乗って傷つける。

などで、これらの被害はどこでもみられます。

このような野良猫に関する問題の要因には、無責任に猫を捨てる人、外飼いする人、可愛いといって野良猫に無責任に餌を与える人がいることにあります。

特に野良猫に置き餌をするとハエや臭気が発生し、不衛生な状態となって、周辺地域から猫だけでなく他の動物を集めることになります。

また、フン尿被害も広がり、地域の環境を悪化させてしまう無責任な迷惑行為と考えられています。

このような問題は、「地域猫活動」で解決を図ります。

「地域猫活動」とは、野良猫を地域から排除するのではなく、野良猫を地域の生活環境問題としてとらえ、地域住民が主体となり、野良猫に不妊・去勢手術を行うことで繁殖を防ぎ、ルールに基づき給餌、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を継続的に行います。そして、少しずつ野良猫の数を減らしながら、野良猫による被害及び住民間のトラブルを減らすことを目的とした活動のことで、人と野良猫が共生していくための有効な方法の一つとして全国の自治体で行なわれている活動です。

この地域猫対策の手引きは、「地域猫活動」の基本となる事項、方向性及び考え方を示したものであり、猫が好きな人、猫が苦手な人、ともに共生できる町を目指します。

2 目的

猫は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により保護されています。法律により、みだりに殺傷、虐待、遺棄することは禁止されており、人との共生を図るべき存在です。不妊・去勢をしていない猫の外飼いや、捨て猫など、飼い主のいない猫を増やす要因をなくし、併せて室外で生活している飼い主のいない猫に対しては、地域で適切な世話と管理を行うことにより、地域の生活環境改善を図っていくことが人と猫との共生のあり方です。

そして、将来的に野良猫をゼロにしていくことを目的としています。

3 基本的な考え方

【猫を飼う場合】

猫の飼育は、猫の生態及び習性等の猫に対する正しい理解と、飼育に対する社会的責任(マナー・モラル)を自覚し、適正に管理することで、猫の存在が広く地域住民に受け入れられるように心がけることが大切です。

そのための猫の飼い主の役割、マナーは、下記6の「飼い猫の適正飼育」に記載のとおりです。

【野良猫の場合】

野良猫に対しては、不妊・去勢手術を行なうことで繁殖を防ぎ、餌を与える場所と時間を限定し、猫が食べ終わったら片付ける(置き餌をしない)、フン尿の後片付けをするなど、地域でルールを定め、適正に管理する「地域猫」として、その生涯を見守ることで野良猫の減少を図ります。

4 定義

人との関わり方によって、猫を以下のとおり分類します。

① 飼い猫

飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい飼育、管理されている猫。

② 飼い主のいない猫

人に直接的に飼育されておらず、人が居住若しくは管理する家屋等を主な居住場所としていない猫。人から給餌を受けている場合もありますが、繁殖制限をしていないため増えてしまったり、ゴミ漁りやフン尿被害など地域の生活環境に支障をきたし、地域と共存が出来ていない猫。

③ 地域猫

飼い主のいない猫のうち、地域が管理する猫としてボランティアや地域猫活動に賛同した地域住民によって繁殖やフン尿、餌やり等について適切に管理され、地域との共存が図られている猫。

5 猫の本能・習性

① 繁殖

オスは、生後6か月ころから初歩的な性行動が見られるようになり、生後18か月ころから放浪、ケンカ、尿を壁などに吹き付ける尿スプレーが顕著となります。

② 社会生活

猫は、一般的に単独で生活し、一定の広さの縄張りを持ちます。縄張りは、他の猫と重複することがありますが、同じ場所であっても時間帯等で住み分けなどを行っています。

餌となるものが少なければ広い縄張りが必要になりますが、餌となるものが多ければ縄張りは狭くても問題ないため、屋内だけで飼育しても猫がストレスを感じることはありません。

③ 行動範囲

外猫の場合は主に飼い主の家とその周辺の庭程度、内猫の場合は飼い主の家が行動範囲となります。また、メスや去勢されたオスの行動範囲は小規模で狭くなると言われていますが、去勢していないオスは、移動距離が500m～1km(去勢済は250m～500m)あり、発情期には近くにメスがいないとメスのいるところまで遠距離の移動をすることがあります。

④ マーキング行動

猫が汗や尿などを環境中に残す行動で、自分の存在を他の猫に知らせる意味を持ちます。これにより猫は縄張りを主張したり、交配相手を探したりすることができます。

⑤ 爪とぎ

猫の特徴的な行動で、常に伸びる爪を適当な間隔で研ぐだけではなく、生活圏に爪痕を残す視覚的マーキングと足の裏から出る汗を残す臭覚的マーキングを同時に行う役割があります。

⑥ 尿スプレー

縄張りを主張する時や不安を感じた時などに尾を上げて柱などに尿を噴射する行動です。オスは去勢手術をすることで、この尿スプレーを抑制することができます。

⑦ 擦り付け

顔や脇腹を擦り付ける行動で、人に対しては安心や親愛の情を示していると考えられており、猫同士で擦り付けるのはコミュニケーションのひとつと考えられています。

⑧ 鳴き声

子猫が母猫に甘えたり、訴えたりする鳴き声、母猫が子猫を呼び寄せたりする泣き声、発情期の誘い合うような鳴き声など、猫同士のコミュニケーションの手段として使われているほか、警戒や威嚇、闘争の鳴き声などがあります。

⑨ 夜行性

猫は本来、夜行性の動物で、闇夜でも良く目が見えます。そのため夜間に活動が活発化しますが、夜間ずっと活動しているわけではなく、夜間問わず寝たり起きたりの生活をしています。

⑩ グルーミング(毛づくろい)

全身を舐めたり、前肢で顔を洗ったりする行動で、皮脂線を刺激して毛

に防水性を保たせることや、暑い時の体温調整など健康を保つための基本行動です。過度なグルーミングは強いストレスを感じている可能性があり、不十分なグルーミングは病気等の異常がある可能性があります。

⑪ 排泄

花壇などの軟らかい砂地や土に排泄することを好み、排泄物を埋めて隠す習性があります。また、排泄物を決める習性があるため、特定の場所に排泄するようしつけることができますが、清潔にしておかないと、汚れた砂などを嫌って他の場所で排泄してしまうことがあります。

⑫ 寿命

屋内飼育の猫の平均寿命は、ペットフードの改良や動物病院受診率の上昇など飼育環境の向上により年々伸びており、約15年程度とされています。なかには、20年以上も生きた猫もいます。ただ野良猫の寿命は、一般的に4～5年とされています。

6 飼い猫の適正飼育

① 終生飼養を行なうこと。

終生飼養とは、最期を看取るまで飼うことを言います。最も基本的で最も重大な飼い主の責任です。どうしても飼うことができなくなった場合は、責任をもって新しい飼い主を探しましょう。

また、飼い始めた猫を途中で捨てることは、動物愛護管理法違反になり、重罰が規定されています。

② 屋内飼養を行うこと。

猫は屋内だけでも環境を整えてあげれば幸せに暮らすことができます。屋内で飼うことにより、猫が交通事故や迷子になる恐れがなくなるほか、他の猫とのケンカによるケガや感染症を防止できます。また、鳴き声やフン尿などで近所に迷惑をかけることもありません。

③ 不妊・去勢手術を行うこと。

猫は生後約半年で妊娠が可能になるとされています。手術を施されていない野良猫や外猫から子猫が生まれ、繁殖すると、フン尿や鳴き声による苦情の原因や、多頭飼育崩壊にもつながります。不妊・去勢手術を行うことで、望まない繁殖による不幸な子猫が増えることを防ぐことができます。

④ トイレのしつけを行なうこと。

トイレのしつけがされていない外猫は、公共の場所や他人の敷地に排泄して迷惑をかけます。猫は自分のフン尿を一定の場所に埋める習性があるので、市販のトイレ砂などにマタタビなどを仕込んだ猫用トイレを、自宅に設置することで簡単にトイレのしつけができます。

⑤ 飼い主の明示を行うこと。

猫が迷子になるのを防止するために、迷子札など飼い主の身元が分かるものを装着することが重要です。さらに、マイクロチップ(※)を装着することで、迷子札が外れた時や災害発生時に保護された場合でも、確実に飼い主を特定することができます。なお、迷子札には、飼い主の名前と連絡先を明記しましょう。

※ **マイクロチップとは？**

動物の個体識別装置で、直径2mm、長さ8～12mm円筒形の電子標識器具です。動物病院等で、注射器より少し太い専用の注入器(インジェクター)を使って猫の皮下に埋め込みます。痛みは普通の注射と同じくらいといわれており、麻酔等は必要ありません。チップには世界共通の15桁の数字が記録されており、この番号を専用の読取機(リーダー)で読み取ることで、猫の個体識別が可能になります。



令和元年6月、犬や猫に所有者の情報を記録したマイクロチップ装着を義務付ける改正動物愛護法が成立しました。登録された犬や猫を購入した飼い主には、情報変更の届け出が義務付けられます。既に飼養されている犬や猫の装着は努力義務ですが、マイクロチップを装着することで、迷子になった犬猫の特定が可能となり、また、遺棄抑制につながると言われています。

他にも、生後56日以内の犬猫の販売禁止や動物虐待に対する罰金強化も行われました。

⑥ 正しい知識を持つこと。

猫の習性などを知ることで猫の行動を理解することができます。例えば、猫は爪の手入れやマーキング、気分転換などの目的で爪をとぎます。猫のお気に入りの爪とぎグッズを自宅に用意しましょう。

⑦ 健康管理に気をつけること。

食欲、動作、排泄物などに異常がないかを日頃から注意しましょう。異常が見つかったら早めに獣医師に相談しましょう。猫は、感染症や生活習慣病など様々な病気にかかるので、定期的な健康管理やワクチン接種など感染病予防、ノミ・ダニの予防などの健康管理は、獣医師と相談して適切に実施しましょう。

7 地域猫活動におけるそれぞれの役割

地域猫活動は、自治会をはじめとする地域の皆様、ボランティア、行政が協力し、飼い主のいない猫を地域猫として管理することで、地域の生活環境の改善を図り、将来的には飼い主のいない猫を減少させていくものです。

① 地域住民

地域猫活動は、地域住民が主体となり行う活動です。そのため、活動に対して理解することが重要です。また、活動に賛同し、世話などを行わなくても活動について見守る姿勢を持つことが重要です。

② ボランティア

- ・ 地域猫活動の意義や方法を理解して協力を得るため普及啓発を行います。
- ・ ノウハウの提供を行います。(猫の捕獲や手術に関すること、地域猫活動の具体的な進め方の周知や指導)
- ・ 不妊・去勢手術を行います。
- ・ 新しい猫の飼い主探しの手伝いをします。

③ 町

- ・ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の助成をします。(酒々井町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱に沿っての手続き)
- ・ 猫の飼育に関する正しい知識とマナー・モラルについての向上啓発を行います。
- ・ 地域猫活動に対する理解や協力を得るため広報誌での広報、チラシの作成を行います。
- ・ 地域からの要望に対応します。
- ・ 地域猫活動を行うためにトラップゲージ(捕獲器)などの備品の貸出しを行います。

8 地域猫としての野良猫の管理

○ 地域猫の世話をする人の心構え

基本的な心構えは、猫の飼い主の場合と同じですが、地域猫の世話をする場合は、「かわいそう」と思う気持ちで無責任にエサを与えることによって、結果的にその地域の猫の頭数が増え、近隣トラブルや苦情の原因になることが多く、猫自体が嫌がられる存在となってしまうことがありますので、以下のことに留意しましょう。

① 地域住民の理解を得ましょう。

野良猫が地域猫として、その地域で生活するためには、地域住民の理解が不可欠です。活動の趣旨や内容、世話をしている猫について地域住民への説明や率先して町内の美化活動に取り組むなどして地域の理解を

得ましょう。また、一人では負担が大きく活動が大変です。できるだけ仲間を集めて役割を分担しながら長く活動することが大切です。

② 不妊・去勢手術をしましょう。

野良猫の繁殖を抑え数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊・去勢手術(Neuter)を施します。手術の時に手術済みの印である耳先カット(※)を行い、その後は元の場所に戻します(Return)。このような活動をその頭文字を取って「TNR活動」と呼びます。不妊・去勢手術をすることで、これ以上猫が数が増えないようになり、発情期の鳴き声や尿スプレーなどが減少します。

※ 耳先カット

耳先カットは手術した地域猫のしるしです。右耳はオス、左耳はメスです。これを「さくら猫」と呼んでいます。

③ 餌やりのマナーを徹底しましょう。

餌は、管理する猫に限定して、決まった時間に適切な量を与え、食べ終わったらその場で片付けましょう。置き餌は不衛生のうえ、他の地域から猫が流入する原因となります。餌場の周囲は常に清潔が保たれるよう配慮しましょう。

④ 猫用トイレを設置しましょう。

土地の所有者又は管理者の承諾を得た場所にトイレを設置します。トイレの場所は、あまり目立たず雨を避けられる乾いた所で、餌場から少し離れた他者に対して迷惑にならない場所が適当です。砂地や軟らかい土がトイレとなります。地域の方々に協力していただき、適切な場所にトイレを設置しましょう。

また、定期的にトイレを確認し、フン尿をしていたら速やかに処理・清掃して、周辺環境の保全に努めます。周辺環境の保全に努めることにより、地域猫活動が受け入れられる要因となります。

⑤ 新しい飼い主を探しましょう。

地域猫活動としての餌やりは、緊急的、一時的な方法であることを理解し、猫を屋内で飼養してもらえる新しい飼い主を探しましょう。

9 地域猫活動の流れ

① 活動グループの結成

周辺で野良猫のことを気にかけている人や、多くの経験を積んでいるボランティア活動をしている方々などを募りましょう。

② 地域の合意を得る

説明会の開催や回覧板、掲示板などで活動を周知します。他の地域からの

捨て猫を防止するためにも地域で活動を行っていることをお知らせし、理解と協力を求めることが重要です。

③ 地域の現状や対象猫の把握

地域で何が問題になっているか、どんな対策が必要なのかを整理します。地域にいる猫、性別、餌場、被害状況などの情報を集め現状を把握しましょう。

④ 活動のルール作り

餌やりの場所や時間、トイレの場所、掃除の方法、グループでの役割分担などについてルールを作成しましょう。

⑤ 不妊・去勢手術の実施

野良猫の繁殖を防ぎ、数を減らしていくために対象となる猫を捕獲し、不妊・去勢手術を実施します。手術済であることを識別するため、不妊・去勢手術した猫の耳にはV字カットを施し、元の場所に返しましょう。

⑥ 活動ルールに基づく地域猫の管理と実施

あらかじめ地域で決めた活動ルールに従って、エサや排泄の管理を行っていくほか、猫カルテなどで世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。地域猫が人に馴れてきたら、飼い猫として屋内で飼養されるよう、地域全体で飼い主探しに努めましょう。

⑦ 活動報告

活動を行なっていることのお知らせや地域の理解を深める上でも、野良猫の状況や活動の状況を適宜、地域全体に報告しましょう。

10 野良猫の被害に困っている場合の対処

① 野良猫の進入防止対策

敷地内での猫によるフン尿やいたずら被害、子猫の出産などで困っている場合には、まず家の周囲の不用品などを片付け、猫が隠れることができる隙間をなくしましょう。また、猫が敷地内に入らないようにする方法としては、忌避剤を使用する方法(市販の忌避剤、香りの強いハーブなどの植物を植える、木酢液、クレゾール液、ナフタリン、米のとぎ汁など)、物理的に猫が嫌がる構造(砂利、突起状シートを敷くなど)する方法などがあります。

② 餌になるものへの対策

地域に野良猫が居着くには、いくつかの要因があります。最も重要な要因は野良猫の餌となるものが、その地域にあることです。餌がなければ野良猫は生きていけないので、どのようにして餌となるものを得ているか確認する必要があります。

11 遺棄・虐待に関する法律と罰則

犬猫の殺傷はもちろん子犬や子猫を捨てる行為や必要な食事や水を与えない行為も罰せられます。飼い主には大きな責任があることを自覚しましょう。

【殺傷】

犬や猫などの愛護動物をみだりに殺し、又は傷付けた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が科せられます。

【遺棄】

犬や猫などの愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

【虐待】

犬や猫などの愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。